

入 札 説 明 書

令和 7 年 5 月 9 日

小型除雪車（1.3m級）に係る入札公告に基づく一般入札競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 「寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、当該購入の公告の日から入札の日までの間に、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに一般競争入札参加願書を提出しないものは、本入札に参加することができない。

2 入札手続等

- (1) 一般競争入札参加願書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された一般競争入札参加願書は無断で使用しない。
- (3) 一般競争入札参加願書の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における一般競争入札参加願書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加確認のため必要な資料の追加提出を求めることがある。

3 設計図書等の閲覧及び貸出し

当該物品購入に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出し可能な設計図書
 - イ 設計書
 - ロ 仕様書
- (2) 閲覧及び貸出し期間
入札公告の日から入札の前日まで（市の休日は除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 閲覧及び貸出しの場所
寒河江市ホームページ上
寒河江市 建設管理課 建設総務係

4 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面で提出すること。
 - イ 受付期間
令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 19 日（月）（市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時（正午から午後 1 時までを除く。）まで

ロ 提出場所

3（3）に記載の場所

ハ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月19日（月）（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）まで

ロ 閲覧場所

3（3）に記載の場所

5 入札の延期、中止

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

6 入札及び開札

- (1) 入札は持参するものとする。
- (2) 入札については、自賠責保険料を含めない金額で見積りを行い、契約は自賠責保険料を含めた金額で行うものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 一般競争入札参加願書等に虚偽の記載をした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 積算内訳書の額と入札書の額が違う入札（最初の入札に限る。）
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められた入札
- (9) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

8 落札者の決定方法

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない寒河江市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札予定者を確定する。

9 その他

- (1) 一般競争入札参加願書に虚偽の記載をした場合は、寒河江市建設請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 積算内訳書の提出範囲は 明細書 までとし、入札会場にて執行者の指示により提出すること。また、提出書類は、コピー等の写しとし、手書き原稿は認めないものとする。
- (3) 最初の入札書の額は、積算内訳書の額と同額でなければならない。